

本朝書籍目録考證 正誤表

87	74	67	66	57	52	24	本文19	//	27	21	15	石屋5	頁	
11	12	14	11	3	11	14	12	3	2	8	9	11	行	
臣。貞。	見。事。	元。慶。元。	日本紀本。目録。	たりを	「卷五和銅	篇。和。學。	解。申、	後。藤。	桑。石。	他。日。	師。能。	ある。	誤	
臣。眞。	見。畢。	同。十。九。	日本紀	たりしを	卷五「和銅	辨。和。學。	解、申	後。藤。	桑。名。	他。日。そ。	師。能。書。	あり。	正	
431	430	422	312	//	266	246	223	206	203	194	133	131	102	頁
9	9	3	9	11	6	13	3	6	14	8	13	1	4	行
巨。織	哀	概。説。	之。増。損	所。蔵。	故。ある	宜、施	の。逸	事。等	御。伏。見。宮	に。と。節	昨。送	(卷九)、も	略。せし	誤
巨。織。人。	哀。傷。	解。題。	之。文。増。損	所。載。	故。なる	宜。施	その。逸	書。等	伏。見。宮。御。	に。節	昨。日。送	(卷九)も、	略。し。	正
			619	616	608	605	536	509	483	477	475	439	431	頁
			5	12	8	10	9	8	14	版。圖	3	10	10	行
			依。御。	清。巖。	著。者。	ける。と。そ	三。監。主	たり	清。暑。堂	中。略。	血。脈	靈。説。	赤。腹。	誤
			依。仰。	清。巖。	著。者。	ける。と。そ	三。監、主	なり	清。暑。堂	中。録。	血。脈。	靈。異。記。	桑。腹。	正

李懷和田英初著

本朝書籍目錄考證

東京 明治書院

緒言

一 本朝書籍目録は、世に傳はりたる國書の總目録中、最も古きものにして、本書は、これに載せたる典籍に就いて、考證解説を施したるものなり。往年、列聖及び皇族の御撰に關する資料を蒐集せしをり、御撰以外のものをも、廣く檢索したりしが、御撰は、列聖の御撰のみを考究して、一部となし、曩日「皇室御撰解題」として、列聖全集に收め、近時更に皇族の御撰を加へて増訂し、「皇室御撰之研究」と改めて、高松宮家より拜受したる有栖川宮の獎學資金によりて、これを出版したり。御撰以外のものも、その中より、特に本朝書籍目録に載せたる典籍に關するもののみを撰びて、これが考證解説を試み、明治四十年の頃、稿本五冊を書きをへたりき。されど、本朝書籍目録は、刊本の外、寫本多く、互に異同あれば、これを校定

し、考證解説にも修正を施して、出版する事とせり。校定に参考したる寫本は、圖書寮、神宮文庫、内閣文庫、東京、京都、東北、東京文理等の各大學、彰考館、侯爵前田利爲氏、伯爵三條西實義氏、岩崎文庫、靜嘉堂文庫、神習文庫、徳富猪一郎氏、文學博士松井簡治氏、同佐佐木信綱氏、同山本信哉氏、猪熊信男氏、池田龜鑑氏、後藤丹治氏等の所藏、及び家藏のものを併せて約五十二部に及びたり。今はその主なるもののみを註し、その他は、一々その異同を擧げず。

一 本朝書籍目録に載せたる典籍の中には、列聖、及び皇族の御撰二十部ばかりあり。そは既に「皇室御撰之研究」に載せられたれば、本書には、これを簡略にしたれど、中には、特にこれを詳にしたるものも交れり。

一 本朝書籍目録に載せたる典籍の中、日本書紀、北山抄、政事要略、和漢兼作集等の類、その考説を雜誌に載せたるものは、これをその末尾に附載

したり。

一 本朝書籍目録に載せたる典籍は、五百部に足らざりしが、缺逸したるもの多く、世に傳はりたるものは、三分の一に過ぎざれど、その中には、古寫本あるもの尠からず。また古刊本、及び古き繪卷のあるものもあれば、その中より、特に百種ばかりを選択して、その一部分の寫眞版を挿入したり。寫眞版の中には、原本に就いて撮影したるものあり、寫眞によりて複寫したるものもあり、古簡集影、及び育徳財團、古典保存會、複本協會、東方文化學院等にて、複製したるものによりたるものもあり。今は一々そのよしを註せず。

一 本朝書籍目録に載せたる典籍は、鎌倉時代を下らざるもののみなりしが、この外、世に傳はりたるもの、及び傳本はなけれど、古書舊記等に書名の見えたるものにして、この目録に漏れたるものも尠からず。殊に

鎌倉時代以後の編著にかゝるものの多數なりしは、言ふを俟たず。是等に就いても、往年來、蒐集検索したる材料ありしが、その大部分は大正十二年の大震災に焼失したれば、遺憾ながら、今はこれを集成せん事は期し難し。

一 本書を出版するにあたり、校定に参考したる本朝書籍目録の寫本、考證解説に要したる諸書、及び撮影したる古寫本を所藏せられたる方々に對し、厚く感謝の意を表す。

昭和十一年十一月三日

文學博士 和田英松 識す

本朝書籍目録考證目次

緒言	一
本朝書籍目録解題	一
索引	一
圖版目録	一
一 神事	一
二 帝紀	三
三 公事	一七
四 政要	一八
五 氏族	三五
六 地理	三九
七 類聚	四〇
八 字類	四四
目次	一

索引

目次	二
九 詩 家	三八三
〇 雜 抄	四三
一 和 歌	四三
三 和 漢	四三
三 管 絃	四三
四 醫 書	四八五
五 陰 陽	四九七
六 人 傳	五〇四
七 官 位	五三七
八 雜 々	五四五
九 雜 抄	五五三
〇 假 名	五八〇

伊勢太神宮儀式	一〇
伊勢太神宮機殿儀式	二三
伊勢記	六八八
伊勢御	五八〇
伊勢物語	五八〇
伊余部馬養	三三〇・三三・三五
石川年足	一八六・一八七
石川名足	四一・四九・五一
石上乙磨	四五
醫書	四八五
醫心方	四九〇
一句抄	四三
和泉式部	六四
和泉式部假名記	六四
和泉式部日記	六四
和泉式部物語	六四
出雲廣貞	四八五・四九五
出雲風土記	三二
乾抄	二八
今鏡	六〇四
今繼(坂上)	五五
今出川兼季	四七

ウ

工
(工)

オ
(エ)

延久御抄	一六九
延喜交替式	二九九
延喜講記	九一
延喜格	二四四
延喜格式	二六八
延喜儀式	二八三
延喜公望私記	九一四
延喜式	二六七
延喜四年私記	九〇
延喜臨時格	二四六
延慶	五三
延曆交替式	二九五

才 (ヲ)

大江音人	六七・六・二八・八四・三四・二四・二四・六四・六五・三九・四四・五四
大江維明	三九七
大江維時	八・四二
大江氏系圖	三〇
大江澄景	三九七
大江舉周	三九

大江千古……………九〇
大江朝綱……………八二・八四・八六・九一
大江成基……………三九七
大江匡衡……………三九〇・四〇六
大江匡房……………一五〇・一五五・五八・五九・五九
大鏡……………五九四・六〇〇
大春日安永……………一四三・二六五
大川(上毛野)……………四七・四九
大藏善行……………七〇・七二・七三・四九・六九
大田丸……………四七八
大伴善男……………六・六三
大中臣安則……………二九
大宮日記……………五三
大神基政……………四六
太安萬侶……………一八・二〇・四八・八五
多人長……………八五・八六・八七
淡海三船……………四九・四九・五〇・四四
近江令……………三三・三六
興範(藤原)……………二四
興原敏久……………三六・三七
刑部親王……………一四〇・三二
小槻氏系圖……………三〇

小野……………五〇
小野有隣……………三七
小野氏系圖……………三〇
小野藏根……………四九
小野小町……………五〇
小野道風……………五五
小野篁……………三六・三六・三九
小野岑守……………五・六・二六・三九・四八
小野宮顯仲……………一八・一九
小野宮右府鑒誠……………四八
小野宮教命……………四八
小野宮故實舊例……………四九
小野宮實賴(藤原)……………八三
小野宮流……………三三
小野好古……………三九
緒嗣(藤原)……………五・五・三六
雄敏(藤原)……………三六
雄友(藤原)……………二九
晉人(大江)……………六・一八・二四・三六・四九
乙鷹(石上)……………四四・五四
陰陽……………四七

力

海外記……………三〇
海外國記……………三〇
會昌分類集……………三二・四九
會分類聚……………三二
懷中抄……………四三
懷中譜……………四一
懷中歷……………五七
懷竹抄……………四一
懷竹譜……………四一
懷風藻……………四三
賀家……………五二
賀茂家榮……………五三
賀茂氏系圖……………三〇
賀茂立長……………二九
賀茂保憲……………五二
鏡卷假名抄……………五九
神樂譜……………四四
蜻蛉記……………六五
勘解由相公章……………四四

花山天皇……………八五
華實抄……………四七
雅抄……………六六
桂譜……………四七
葛井親王……………五三
葛野磨(藤原)……………三六・六〇
家傳……………五〇
假名……………五〇
假名玉篇……………三六
銀大角……………三〇
兼季(今出川)……………四七
兼直宿禰……………三六
樂府……………六四
鎌足傳……………五〇
上毛野大川……………四七
上毛野永世……………二四・二四
上毛野顯人……………三六
鴨長明……………六三・六六・六六
唐鏡……………六三
川枯勝成……………二七
川人(滋岳)……………四七
官位……………五七

官吏記……………七
官曹……………二七
官曹事類……………二七
官班抄……………二七
閑院系圖……………三〇
神麻績……………三
神服……………三
閑居友……………六
菅家(菅原道真)……………六
菅家系圖……………三三
菅家後集……………三九
菅家三代集……………三六
菅家集……………三八
菅家傳……………五〇
菅家二代……………五二
菅家御文章……………三六・四九
菅家文章……………三六・四九
菅相公集……………三八・四八
管絃……………四三
寬平遺誠……………五五
勸策……………四九
貫首……………一八

十

勸修寺寬信……………三六
勸修寺法務視聽抄……………四四
寬信……………三六
函中……………五七
函中抄……………五七
勘判集……………三五
寬平一代國史……………六
銜悲藻……………四三
舊記……………一六
紀家集……………三九
紀家……………五七
紀清人……………三六
紀氏系圖……………三〇・三一
紀長江……………二七
紀長谷雄……………二六・二九・五七・五五
紀廣濟……………七
紀齊名……………三
紀安雄……………二四・二四・二四・二五
紀安世……………二四・二四

紀淑光	二
九抄	一七〇
疑齋	六
儀式	二八・二九・三〇
擬潛夫論	二四
北院御室	四七三
橋氏文集	三九四
橋贈納言	五五
吉備大臣傳	五三
吉備大臣私教類聚	四九
吉備大臣秘教類聚	四九
吉備真備	三三・四二
黃文備	三〇
行基	三九
宜陽殿竹譜	四八
享祿本類聚三代格	二五〇
清公(菅原)	二六・二七・二八
清田(島田)	五五
清貫(藤原)	二七・二八
清行(三善)	二五・二六・二七・二八・二九・三〇
清原氏系圖	三〇
清原夏野	五五・五六・五七・五八・五九

清原元輔	六七
清原賴業	二〇七
清人(紀)	三
清麿(和氣)	一八・三三・三五
格	二二
格逸々	二五
格後抄	二六
格後事類	二五
格後事類抄	二五
格式	二五
格律清英集	四四
玉條簡要抄	三五
玉篇	三八
居宅抄	五五
貴嶺	四二
貴嶺問答	四三
記錄所	三〇
公方(惟宗)	二七・五〇
金匱	四九
金匱新經	四九
公定(洞院)	三三
禁省日中行事	一七

近代置句	四二
禁中抄	四四
公任(藤原)	三三
禁秘記抄	二九
禁秘抄	四三
銀勝翰律	三六
銀勝集	三六
禁方抄	三一
禁法略抄	三一
公望(矢田部)	九〇・九一・九二
金蘭方	四七
今令	三三

空海	五五
公卿補任	五七
公事	一七
舊事記	一四・一六
舊事秘抄	五一
舊事本紀	一三
愚管抄	五五

九代實錄	二四
九代略記	二四
九朝略記	二四
九條右丞相(藤原師輔)	一七〇
九條右丞相年中行事	一七〇
九條右丞相遺誠	五五
九條記	一七〇
九條相國	一七
九條相國伊通	六八
九條相國除目抄	一七
九條相口傳	一七
九條大相國自筆次第	一六
九條殿記	一三
九條傳口傳	五九
九條殿大將儀抄	一七
九條殿遺誠	五五
九條年中行事	一七〇
九條師輔	五五
九條流	一三
句題抄	四九
句題詩抄	四九
口遊	五五

口遊抄	五五
桑原腹赤	二六
藏人式	三〇
藏人補任	五〇
群典秘抄	二〇
群籍要覽	四九
郡典秘抄	二〇

ケ

景戒	四七
經國集	三三
慶政	六八
慶保胤集	四二
鯨珠記	五三
月舊記	二五
外勘記	一八
外官事類	三二
外記廳例	一八
外記雜例	二五
外記補任	五三
檢非違使式	三〇・三二

檢非違使私記	三三
檢非違使至要	三三
檢非違使補任	五七
檢非違使類聚	三三
監物補任	五五
建曆御記	四四
元慶二年私記	九
源家系圖	三〇
源氏系圖	三三
源氏物語	三三
源氏物語繪卷	六九
言談	五五
言談抄	五五
言道(都)	六
見聞記	五三

コ

小一條右大臣(藤原師尹)	二〇
孝韻	三七
皇胤系圖	三八
皇圓	一〇一

皇代記	一八・一八三
皇代系記	六四
皇太神宮儀式帳	一〇
江晉人集	四〇四
江記	一五〇
江金吾集	一五七
江家次第	一五〇
江次第	一五〇
江抄	一五〇
江帥	一五〇
江帥記	一五〇
江帥言談記	一五〇
江帥次第	一五〇
江談	一五〇
江談抄	一五〇
江中納言次第	一五〇
江匡衡集	一五〇
江吏部集	一五〇
高家	一五〇
高家口傳	一五〇
高家系圖	一五〇
高家物語	一五〇

高名錄	五七
行成(藤原)	一七
行成抄	一七
行成大納言家中行事	一七
果守僧正	四八
交替式	一五〇
后宮補任	一五〇
后庭抄	一五〇
弘帝範	一五〇
弘仁儀式	一五〇
弘仁格	一五〇
弘仁格抄	一五〇
弘仁式	一五〇
弘仁私記	一五〇
弘仁四年私記	一五〇
弘法大師	一五〇
康保二年私記	一五〇
五家集	一五〇
五卷抄	一五〇
古格	一五〇
古今詩抄	一五〇
古今著聞集	一五〇

古語拾遺	四
古式	一八・一八三
古事記	一六・一八
古事談	五九
古文切韻	三七
古律	三三
古今	一三五・一三八
故賢	五九
故帥年中行事	一六〇
巨勢文雄	一五五
國史後抄	一〇九・一一〇
國史以後臨時公事抄	一一
國後要抄	一一
國造本紀	一四・一五
國中抄	一四〇
國府記	一四〇
後三條院	一四〇
後三條院御筆次第	一四〇
後三條院次第	一四〇
後三條院年中行事	一四〇
後三條院御抄	一四〇
御所抄	一四〇

巨勢氏系圖	三〇
巨都雄(中科)	三〇
事始略抄	一八六
駒くらへ行幸	一八六
惟季	一八六
惟範	一八六
惟宗允亮	一八六
惟宗公方	一八六
惟宗直本	一八六
惟宗善經	一八六
伊通(藤原)	一八六
伊行(藤原)	一八六
是善(菅原)	一八六
維時(大江)	一八六
今昔物語	一八六

サ

西京新記	一八六
西宮記	一八六
西宮抄	一八六
在五中將物語	一八六

在五物語	五〇
催馬樂抄	四二
催馬樂譜	四二
裁判至要抄	三六
裁判要決	三七
左右檢非違使式	三〇
左大臣高明(源)	二〇
左中將物語	五〇
境部石積	三六
坂合部唐	三〇
坂上明兼	三六
坂上明基	三六
坂上今繼	三六
嵯峨皇子	五六
嵯峨天皇	五六
嵯峨遺誠	五六
酒式	三〇
定國(藤原)	一四七・一四八
定能卿(藤原)	一四八
定文(平)	一四八
貞嗣(藤原)	一四八
貞主(滋野)	一四八・一四九・一五〇・一五一

貞文日記	六六
貞守(縣大藏)	六六
貞保親王譜	四九
薩弘恪	三〇
薩人書	一五
雜々	一五
雜氏本紀	一五
雜書	一五
雜抄	一五
雜例	一五
里雲圖抄	一六
狹名并尺磨	一六
讚岐典侍	一六
讚岐典侍日記	一六
讚岐永直	一六
實定(藤原)	一六
實資	一六
實熙	一六
實賴(藤原)	一六
三五	一六
三五中錄	一六

三五要略	四六
三五要錄	四六
三國物語	六九
三十卷抄	三三
三條公房	四二
三條實房	四二
三條入道右府	一七九
三節	一六
三山口傳	四六
三代格	一四・四六
三代式	二七
三代實錄	七
三抄	三八
刪定律令問答	三〇五
殘夜	四三
殘夜抄	四三

字類	三六
拾遺佳句	四三
拾遺佳句抄	四四
拾遺朗詠	四六
拾芥抄	四七
拾芥略要抄	四七
集韻律詩	四〇
集注大素	四九
十訓抄	六二
十三箇條意見	三四
十七箇條憲法	三〇
十節錄	五五
十二箇條意見	三五
慈圓	七・五九
慈鎮	六六
詩苑韻集	七六
詞苑麗則	四四
詩家	三三
詩十體	四四
鹽屋古磨	三五
鹿取(朝野)	五九・六六
茂範(藤原)	六三

絲管抄	四三
絲管要抄	四三
式	二五
式逸	二六・六七
職事補任	五三
使儀論	一六
四季物語	三三
四節	一六
四節八座抄	一六
四條記	二四・三六
四條系圖	三〇
四條大納言	二四
四條大納言記	二四
四條大納言十卷抄	二四
四條大納言書	二四・三
使廳續類聚	三四
私教類聚	四九
滋岳川人	四七
重隆(藤原)	一六・一六
滋野貞主	六二・六六・三三・五〇・五四
侍從補任	五四
次事抄	三三

指掌宿曜經	四六
氏族志	三四
七步抄	四八
視聽抄	五四
史補任	五三
島田清田	五五
島田良臣	五七・九
下毛野古磨	二〇・三三・三五
除目抄	一六
積善(高階)	五五
守覺法親王	四三
宿曜	四九
儒傳	五八
春玉	一四
春玉抄	一四・一五
春玉祕抄	一四
春秋曆	一六
順(源)	三九
順德院	四三
順和名	三九
順和名抄	三九
淳和第一親王傳	五三

叙位除目抄	一七
掌函抄	四三
掌函補抄	四三
掌中方	四九
掌中要方	四九
掌中歷	五七・五九
仗儀	一六
仗儀類聚	二四
仗議論	一六
上宮皇太子菩薩傳	五〇
上宮太子	八・三〇
上宮法王帝說	五〇
上古問答	三〇
證月上人渡唐日記	六三
勝賢	五五
昭宣公(基經)	六・四七
昭宣公傳	五一
昭白抄	四二
聖德太子	八・三
聖德太子傳曆	五〇
裝束記文	一六
裝束使記文	一六

裝束司記文	一六
裝束日記	一六
少納言資隆抄	六三
少納言補任	五三
承平六年私記	九
承和六年私記	八
諸衛補任	五八
諸家系圖纂	三〇
諸家名記	五一
諸氏系圖等	三九
諸司式	二五・六一
諸司補任	五五
諸使補任	五七
諸職補任	五八
諸道勸文	二四
諸寮補任	五五
書紀	一六
續日本紀	一六
續日本後紀	一六
初天地本記	三
助元智祕抄	六八
庶民本紀	七

白猪骨	三〇
白箸翁	五五
新記	八四
新儀式	二九三
新國史	八三
新字	六四
新術通甲書	四九
新抄	一〇五・一〇八
新抄和名本草	四九三
新撰秀句	四〇五
新撰姓氏錄	三三三
新撰年中行事	一七一
新撰朗詠	四六
新彈例	三三三
新定檢非違使私記	三三三
新定酒式	三〇一
新定内外官交替式	二九七
新世繼	六〇六
新律	三三
新令	二三・三五・三六
新令釋	三四
神祇官歷名帳	五七

神祇官補任	五七
神鏡勘文	三三
神事	一
神別記	九・二三
神別雜氏記	三三
信西(藤原通憲)	九・三六・五
進士	四六
進士登科記	四六
親王儀式	二〇二
仁智	四七
仁智要略	四二
仁智要錄	四七

ス

菅野高年	八八
菅野真道	四六・四七・四九・五〇・五二
菅根(藤原)	二〇八・二〇九・三六・三六〇・三六六
菅原清公	九〇・二四五・二九
菅原是善	三六・三七・三八・四一・四二
菅原氏系圖	三五・三六・三五・三八
菅原輔正	三〇・三三
菅原爲長	四九
菅原道真	三五・四九・六三
菅原峯嗣	七・七・三七・六六・六九
宿曜	四八
資隆(藤原)	四八
資仲(藤原)	一四九・一六〇
資仲裏書	一六〇・一四
資仲勘物	一六〇・四
資仲卿次第	一六〇
資仲抄	一四九・一六〇・一六
資仲節會抄	一四九
輔正(菅原)	四九
輔仁	四九・四三・四九

セ

助元智祕抄	六八
受領補任	五〇
清家系圖	三三
清慎公	五三
清慎公九條殿行事不同抄	五〇
清少納言	六六
清少納言記	六六
清少納言枕草子	六六
清少納言枕草子註	六六
清少納言枕草子繪	六六
清涼記	二九
清涼御記	二九
清涼抄	二九
菁華集	四六
成賢	五六
姓氏錄	三六
政事要略	一八
政要	一八
世俗諺文	四三

世俗字類抄	三七
世尊寺伊行	四七
世要動靜經	四六
晴明(安倍)	五
青陽抄	一五
夕拜郎	一〇
夕祕抄	一五
節會抄	一〇
攝關傳	五七
攝養要決	四七
施藥院補任	五七
善家異記	五五
善家集	五五
善家祕記	五五
善相公	五三
撰格所	四三
宣下抄	四四
撰集祕記	四四
撰攝養要決	四四
撰定交替式	四六
舊事府員外端尹	四三
古事略決	四九

ソ

先代舊事本紀	二三・四
仙洞年中行事	一六
前栽祕抄	六〇
前日本紀	六
前令	三六
潜夫論	二四
宣命譜	五四
宗公方	五四
總國風土記	四三
僧綱補任	四二
僧綱補任抄出	四二
僧綱補任歷	四一
奏事	五五
蘇我馬子	三
續浦島子傳	五〇
續紀家詩集	五八
續檢非違使類聚	三四
續古事談	五二
續三代實錄	六二・六

續新抄	一〇・三三
續新撰秀句	四七
續諸道勸文	二〇五
續代系記	六四
續文粹	三三七
續本朝秀句	四〇・四一
續世繼	六〇
續類聚句題抄	四三
帥入道資抄	一〇
帥入道資仲抄	一〇
園人(藤原)	三三
尊卑分脈圖	三三

夕

大槐秘抄	四七
太后御日記	三三
太后日記	三三
大師	三〇
大師系圖	三〇
太子傳補闕記	五〇
大將儀	二九

太政大臣源朝臣	五六
大將傳	五八
大織冠傳	五七・五〇
大臣傳	五八
大納言季房	五八
大納言秀房	五八
大府卿	一四
大寶律	三〇・三三
大寶令	三三
泰賢	五三
當麻永嗣	四八・四九・五〇
平惟範	一四・四七・二六
平伊望	二
平定文	六六
平基親	二七・三六
內裡式	二八・二九
內裏儀式	二八・二九
高明(源)	二〇
高年(實野)	八
高庭(布瑠)	五
高階氏系圖	三〇
高階積善	三五

高階仲行	四〇
高階泰賢	五三
高光日記	六五
隆國(源)	六三
隆國抄	六七
隆信(藤原)	六三
孝時(藤原)	四七
孝道(藤原)	四四
篁(小野)	六〇・六七
忠實(藤原)	一八・四七・六四
忠親(中山)	四三
忠通(藤原)	四〇・五四
橘清澄	二九・二七・三〇
橘氏系圖	三〇
橘常主	二八・二四
橘直幹	四八
橘仲遠	五
橘奈良麿	五六
橘成季	六八・六一
橘廣相	二四・三〇・三九・五五
田邊首名	二〇
田邊百枝	二〇

田村傳	五〇
多米氏系圖	三〇
爲長(菅原)	三五・四九・六三
爲憲(藤原)	四八・四四
爲綱(藤原)	六七
爲房(藤原)	一九
淡海公	五四
斷罪抄	三三
彈正補任	五八
彈例	三三
丹波氏系圖	三〇
丹波雅忠	四〇
丹波康賴	四九

チ

柱下	二〇
柱下類林	二〇
中家系圖	三三
中外抄	六二
忠仁公(藤原良房)	六二
忠仁公傳	五九

親經(藤原)	一〇八
愛成(善淵)	六八・八
周光	五九
知足院入道(藤原忠貫)	一八
貞觀儀式	二八・二五・元
貞觀格	二四
貞觀交替式	二七
貞觀式	二四
貞觀臨時格	二四
長秋	一七
長秋抄	一七
長秋譜	四九
長竹譜	四九
長明(鴨)	六三・六六・六八・六九
朝筆要抄	三九
朝野群載	三六
勅語舊事	一八・元
著聞集	六四
著聞抄	六五
地理	三九

ツ

調老人	二〇・三
繼綱(藤原)	五
常(源)	五八・三六
常嗣(藤原)	三八
常主(橘)	二八・四〇
恒貞親王	五五
經信(源)	四六・五八
土御門右府	一七
土御門次第	一七
土御門通親	六六
廷尉式	三〇
廷尉裝束抄	三九
帝紀	三三・六
帝皇系圖	三九
帝王系圖	一〇四・三五・三六・三九
帝範	一八

帝王本紀	六六
眞信公教	五九
眞信公教命	五八
禰家系圖	三三
出羽辨	五九
田公望	九四
田公望私記	九四
田氏私記	九四
天書	一
天書神記	一
天長格抄	二五
天皇系圖	三五
天曆(村上天皇)	一九
傳聞故實	五七

東宮切韻	六六
東宮年中行事	七一
奉宮坊官補任	五八
藤氏家傳	五七
藤氏系圖	五八
藤氏傳記	五八
藤氏攝家系圖	五八
藤六	五三
動靜經	四八
道風	五五
統理中	五四
多武峯少將物語	六〇
時綱(源)	四七
時綱草	四七
時平(藤原)	三三
常葉三寂	六〇
德大寺實定	四三
年足(石川)	一六
年名(南淵)	五七
都氏文集	四二
都省	三八

敏行朝臣	五九
舍人親王	二七
朝隆(藤原)	六四
朝綱(大江)	八四
伴久永	二九
止由氣宮儀式帳	一〇
豐原氏系圖	三〇
豐道(安野)	六二
遁甲	四八

ナ

內記補任	五四
內外官交替式	二九
內外諸司補任帳	五七
內外諸司歷名帳	五七
直本(惟宗)	三三
直幹(稿)	四八
直幹草	四八
直世王	五五
仲雄王	四二
仲遠(稿)	三三

仲行抄	六四
中科巨都雄	四〇
中原	一〇
中原氏系圖	三〇
中原師重	一〇五
中原師季	五四
中原師遠	一〇五
中原師遠別記	五二
中原師尙	一〇五
中原師弘	一〇
中原師光	一〇五
中原師元	二六
中原師安	一〇五
中御門右府(藤原宗忠)	一一
中御門攝政(良經)	四四
中山三條口傳	四四
中山三條口傳抄	四四
中山忠親	四四
中山內府抄	六〇
長方(藤原)	四〇
長門守爲綱	六〇

ニ

永嗣(當麻)	四〇
永直(讃岐)	三八
永世(上毛野)	二四
名足(石川)	五
夏野(清原)	六三
業平	五四
南宮橫竹譜	四九
南大納言	五七
南大納言年名	五七
南竹譜	四九
難經開委	四九
難波物語	六九
日觀集	四二
日本逸史	六
日本佳句	四二
日本紀	二六
日本紀私記	二六
日本紀問答	二三
日本紀略	二四

日本後紀	五五
日本後紀略	二四
日本皇帝系圖	三八
日本國祕抄	五七
日本事始	一八
日本史記略	二四
日本史略	二四
日本儒林傳	五一
日本書紀	二七
日本書紀略	二四
日本書紀類	二四
日本新抄	一〇五
日本帝系圖	三八
日本文德天皇實錄	六六
日本略雜記	二二
日本靈異記	四四
二中歷	五七
二條右金吾	一六
二條家系圖	三〇
女院后官尙侍	五八
任公卿雜例	五三
任官雜例	五三

仁和以後記錄目錄……………五〇

又

額田部林……………三〇

ネ

年中行事……………一七〇

年中行事裝束抄……………六〇六

年中要抄……………二九・三七

年中例文……………五五

ノ

後宇治殿……………四七五

後右府敦……………五〇八

後江相公集……………三九〇

後江李部集……………三九〇

信實(藤原)……………六三二

信綱(源)……………四六六

延光(源)……………三〇二

法鏡……………五三

ハ

博雅(源)……………四八〇

土師甥……………三〇〇

長谷雄(紀)……………元九・五七・五五

長谷雄卿集……………元九

機殿儀式帳……………三〇

八十一例……………三〇

八省補任……………五五

八座……………一七八

花園左府(源有仁)……………一七四

花園左府抄……………一七四

花園抄……………一七四

濱成(藤原)……………一・二

播磨風土記……………一〇一

春澄善繩……………五・六・六・六・六七

春海(藤原)……………九・九

春文……………三三

判事補任……………五五

ヒ

稗田阿禮……………一六

光源氏物語……………五七

祕記……………六〇

祕抄……………五三

祕抄……………四〇・四二

祕府略……………一六

樋口大納言(藤原定能)……………一六

肥後物語……………六六

肥人書……………一三

肥前風土記……………一三

非職……………一六

非職事雲客所役祕抄……………一六

常陸風土記……………一三

穎人(上毛野)……………三六

人々傳……………五〇

日野家所傳年中行事……………一五

日野年中行事……………一五

備忘抄……………一六

比喻抄……………五三

廣貞……………四五

廣成(齋部)……………四五

廣根諸勝……………五三

廣橋一流系圖……………三〇

廣橋日野系圖……………三〇

廣相(橋)……………三〇・三〇・三〇・五五

廣相公……………五三

弘貞(南淵)……………三六

弘世諸統……………二五・四六

フ

風心抄……………四五

風俗譜……………四一

風土記……………三〇

深輔仁……………四九

深根輔仁……………四九・四九・四九

富家言談……………五七

富家言談……………五七

富家言談……………五七

扶桑記……………五三

扶桑集……………五三

扶桑略記……………一〇一

藤原顯兼……………五九

藤原顯隆……………一六・六七

藤原明衡……………一〇一・二五・五・九七

藤原朝成……………三四

藤原敦光……………九七・四〇

藤原敦基……………一〇九・一〇・一〇一

藤原有國……………四〇

藤原有穗……………一四・四七・六九・七〇

藤原內膳……………一六・六〇・六六・六七

藤原氏宗……………一四・二四・二四・二六・二五

藤原興範……………二四・二七

藤原緒嗣……………五・六・六・三六

藤原雄敏……………三六・三六

藤原雄友……………二六・二七

藤原葛野麿……………二六・二六・二六

藤原鎌足……………三三

藤原清貫……………一六・二七・三〇

藤原公任……………一三・二四・二四・四〇

藤原伊通……………一六・四七

藤原伊行……………六四

藤原定國……………二四・四七・六九

藤原定經……………六〇

藤原定能……………一六

藤原貞嗣……………五・六・六

藤原實兼……………五〇

藤原實定……………四〇

藤原實資……………五八

藤原實賴……………八・二・三・八

藤原重隆……………一六・一六・一六・一六

藤原茂範……………六〇

藤原季綱……………三三・五九

藤原季經……………六〇

藤原季範……………三七

藤原菅根……………六〇・四二・四七・六九・七〇

藤原資隆……………六四

藤原資仲……………一六・一六

藤原輔相……………五三

藤原國人……………三三・三六

藤原老時……………四七

藤原老道……………四七

藤原隆信……………六三

藤原高光……………六〇

藤原忠實……………一八・四七・六二

藤原侂則	五七
藤原良相	六二・六三・四二・六五
藤原義孝	六三
藤原愛發	二六
藤原良經	四五
藤原吉野	五五・五六・六六・六八・六七
藤原能信	五九
藤原良房	五六・六六・二三
	七・二五・五四
藤原行成	七一
藤原(三宅)	三五・六
不比等(藤原)	三五・三〇・三五・四三
冬嗣(藤原)	五五・三八・五九・六六
古嗣(山田)	五
古鷹(下毛野)	一一〇・三一・三五
布瑠高庭	五
布瑠道永	二四二・六五
文雄	五五
文華秀麗集	四〇
文教祕府論	三五
文祕抄	一七
文筆要集	四六

法性寺大闢	四〇〇
法曹勘文	三〇六
法曹至要抄	三〇七
法曹類林	二〇一
發心集	六六
堀河院日記	五五
本院左大臣(藤原時平)	七〇
本策林	四〇八
本草和名	四九三
本朝佳句	四〇一
本朝月令	二七
本朝月令要文	二八
本朝事始	一四・五六
本朝事始略抄	一六・五六
本朝策林	四八
本朝秀句	三八
本朝詩作例	四三
本朝詞林	四八
本朝神仙傳	五八
本朝世紀	七
本朝續文粹	三七
本朝帝紀	七

本朝文粹……………三五四
本朝無題詩……………四〇
本朝要抄……………五七五
本朝麗藻……………三九五

眞勝(阿部)……………三六
眞貞(善道)……………二六
眞道(菅野)……………五二〇・三〇・六六
枕草子……………六六
枕草子繪……………六九
信大臣傳……………五六
雅材(藤原)……………二九
雅忠……………四〇
雅賴(源)……………六二
滿佐須計裝束抄……………六四
齊名(紀)……………三九
匡抄……………一五〇
匡衡(大江)……………三九・四六
匡房(大江)……………一五〇・五八・五九・五三
匡房卿次第……………一五〇

匡房卿北山裏書……………一五
匡房抄……………一五〇
理平(三統)……………七三九・四四・六九・五四
松雄君……………五五
松殿抄……………六四〇
松殿基房(藤原)……………一八・六四〇
松殿物語……………六九
衛(藤原)……………二六
萬多親王……………三六・三三・三六

道明(藤原)……………二四・四七・六九
道眞(菅原)……………七三・六六・六九
道首名……………三〇・三五
通親(源)……………六八
通憲(藤原)……………六三・六一
水鏡……………六〇
南年名……………五七
南淵興世……………二四
南淵年名……………六六・四二・四三・
二六四・六五・三一

南淵弘貞……………三六・三八
源有仁……………一七四
源順……………三九
源高明……………二〇
源隆國……………六三
源爲憲……………四四・五五
源周光……………三六・三九
源常……………五八・三六
源經信……………四六・五八
源時綱……………四七
源延光……………三〇
源信綱……………四六
源博雅……………四八
源信……………五六
源雅賴……………六一
源通方……………五九
源通親……………六八
源師房……………一七
源能有……………七〇・七一
敏久(興原)……………三七
岑守(小野)……………六六・六三・四九
三船(淡海)……………五・四四

三統理平……………七二・七三・九〇・
二四二・六九・五四

三守(藤原)……………二四〇・二六
三宅藤原……………五五
三善清行……………二五・四六・元一・五三・五五
三善爲康……………三六・三六・五七・五七
妙音院相國白馬節會次第……………一六
妙音院相國抄……………一七
妙音院太政大臣……………四七
都良香……………六六・六七・四二
都言道……………六六・六八
神王……………三三
民部卿保則……………五七
民部省闕帳……………四六
民部省例……………一八

武智丸……………五三
武智曆傳……………五七
宗忠(藤原)……………二二
村上源氏系圖……………三〇

村上天皇……………一九
紫式部……………五八・四四
紫式部日記……………六四
紫式部日記繪卷……………六五
紫日記……………六五
紫物語……………六七

名記目錄……………五一
名所抄……………五一
迷路抄……………四四
綿譜……………四八

基家(藤原)……………四七
基親(平)……………二〇七・三六
基經(藤原)……………六
基房(藤原)……………一八・六四
基政……………四六
物部廣泉……………四六

物部敏久……………二六〇・三六

百川……………五九
守部大隅……………三五
師重(中原)……………一五・一五・四三
師輔(藤原)……………一七
師遠(中原)……………二五・五二・六四・六六
師尙(中原)……………二六・五四
師長(藤原)……………一六・四七・四七
師弘(中原)……………一八
師房(源)……………一七
師光(中原)……………一四・一八・二六
師元(中原)……………一六・五四・六六
師安(中原)……………一四・一四・一五・五一
師能……………五八
諸蔭(藤原)……………三〇
問答五條……………三三
文德實錄……………六

夜鶴……………六五
夜鶴庭訓抄……………六五

約聽抄	四五
陽胡眞身	三五
野大貳	三五
野相公	五四
野相公集	五四
矢田部公望	九〇・九一・九四
矢田部公望私記	九四・二四
矢集蟲麿	三五
安雄(紀)	二四・二四
安野豐道	六二
安人(秋篠)	五・二〇・二六・三〇
安世(良峯)	六・三八・三六・五四
安萬侶(太)	二〇・二四・八〇
康有抄	六四〇
康賴	四〇・六三
保胤(慶滋)	四〇
保胤集	四〇
保憲(賀茂)	五〇
山上國守	二六
山口大磨	三〇
山田白金	三五
山田弘宗	二四・三五

山田古嗣	五八
大和宣旨	六二
大和宣旨記	六〇
大和長岡	三三・三五
大和本記	八
大和物語	六四

遺誠日中行事	五八
遊士日記	六五

ヨ

養生抄	四九五
養生秘抄	四九六
養生要集	四九六
養老五年私記	八四
養老律	二五・三二
養老令	三二
能有(源)	七
良臣(島田)	六八・九

良香(都)	六・四〇
慶滋保胤	四〇
良相(藤原)	三・四・二六五
良經(藤原)	四五
良房(藤原)	五八・六・七・二六五・五四
良峯安世	五・五・五八・六六・三八・五四

義孝(藤原)

義孝日記	六六
善經(惟宗)	二四・二六九
善繩(春澄)	五・六・六・六・七
善淵愛成	六・七・八・九
善道有行	二四
善道眞貞	三六・三八
善行(大藏)	三・四・二六九
吉野(藤原)	五・三六・六六
淑光(紀)	九
世繼	五九・五五
世繼大鏡	五五
世繼物語	五五
賴業(清原)	二七
賴吉	四八

賴吉譜

龍吟	四六
龍吟抄	四六
龍笛	四六
龍鳴抄	四六
隆聰抄	四六
梨園	四六
梨園舊風	四六
律集解	二八
律釋	二八
律疏	二九
律附釋	二七
律問答	三〇
吏途指南	三三・三七

リ

令惣記	三八
令問答	三〇
凌雲集	四七
梁塵秘抄	四六
梁塵秘抄口傳抄	四六
良大納言	五四
略要抄	四七
臨時公事衣抄	二二

ル

吏途抄	三三
令義解	三三・三三・三五・三八
令集解	三三
令釋	三三
令釋後記	三三
令釋問答	三三
令宗允亮	一〇・三三・三五
令惣記	三八
令問答	三〇
凌雲集	四七
梁塵秘抄	四六
梁塵秘抄口傳抄	四六
良大納言	五四
略要抄	四七
臨時公事衣抄	二二
類聚	三三・四九
類聚樂錄	四七
類聚近代作文	四三〇

レ

類聚句題詩抄	四〇
類聚句題抄	四九
類聚檢非違使官符宣旨	三三
類聚檢非違使私記	三三
類聚檢非違使至要抄	三三
類聚檢非違使宣旨	三三
類聚國史	七六
類聚三代格	二四八
類聚集	三六
類聚諸道勸文	二〇
類聚日本後紀	六
類聚判集	三四
類聚判集抄	三四
類聚筆譜	四七五
類聚律令刑官問答	三五
類題古詩	四〇
類林	一〇一
冷泉聖主	八六
曆志悲猪養	四九

曆林	五〇	和漢雜談	六〇
曆錄	一一	和漢拾遺朗詠	四六
蓮胤	六三	和漢春秋	一〇
蓮胤伊勢記	六六	和漢年代記	一〇
蓮華王院	二・三五	和漢朗詠	四三
蓮禪	四三	和玉篇	六二
簾中抄	六四・六六	和氏譜	三三
		和名抄	五九
		和氣清麿	一八・三三・五三
		和氣氏系圖	三〇
		和氣弘世	二六・二七
		和氣譜	三三
		倭名本草	四三
		倭名類聚抄	三九

フ

和歌	四二
和漢	四三
和漢兼作集	四六
和漢皇代記	一六

圖版目録

録

本朝書籍目録(岩崎文庫所藏)……同解題五	
古語拾遺(侯爵前田利爲氏所藏)……六	
皇太神宮儀式帳(神宮文庫所藏)……一〇	
止由氣宮儀式帳(侯爵前田利爲氏所藏)……二	
古事記(寶生院所藏)……三	
日本書紀(田中忠三郎氏所藏)……三	
續日本紀(侯爵德川義親氏所藏)……五	
日本後紀(伯爵三條西實義氏所藏)……六	
續日本後紀(高柳光壽氏所藏)……八	
類聚國史(侯爵前田利爲氏所藏)……八	
日本書紀私記(御巫清白氏所藏)……九	
本朝世紀(田中忠三郎氏所藏)……一〇	
扶桑略紀(岩崎文庫所藏)……一〇	
春秋曆(金澤文庫所藏)……一〇	

本朝月令(侯爵前田利爲氏所藏)……二八	
西宮記(同上)……三	
北山抄(公爵三條公輝氏所藏)……三三	
江次第(侯爵前田利爲氏所藏)……二	
非職事雲客所役秘抄(伯爵三條西實義氏所藏)……一六	
雲圖抄(內閣文庫所藏)……一六	
奉玉秘抄(伯爵三條西實義氏所藏)……一七	
日本事始(侯爵前田利爲氏所藏)……一八	
政事要略(同上)……一八	
柱下類林(伏見宮御所藏)……二〇	
關訟律(公爵九條道秀氏所藏)……二七	
令義解(猪熊信男氏所藏)……三八	
令集解(佐佐木信綱氏所藏)……三三	
弘仁格抄(公爵九條道秀氏所藏)……三〇	

類聚三代格(侯爵前田利爲氏所藏)……二五〇	
弘仁式(公爵九條道秀氏所藏)……二五	
延喜式(同上)……二五	
交替式(石山寺所藏)……二六	
新定内外官交替式(侯爵前田利爲氏所藏)……二六	
所藏	
内外官外交替式(同上)……二〇	
法曹類林(同上)……二〇	
法曹至要抄(神宮文庫所藏)……二〇	
裁判至要抄(侯爵前田利爲氏所藏)……二七	
十七箇條憲法(法隆寺所藏)……三三	
和氣氏系圖(園城寺所藏)……三七	
新撰姓氏錄抄(內閣文庫所藏)……三七	
播磨風土記(伯爵三條西實義氏所藏)……三三	
所藏	
肥前風土記(猪熊信男氏所藏)……三三	
祕府略(侯爵前田利爲氏所藏)……三〇	
文鏡祕府論(德富猪一郎氏所藏)……三三	
本朝文粹(寶生院所藏)……三三	

本朝續文粹(内閣文庫所藏).....	三〇	三五中錄(同上).....	四七	大和物語(侯爵前田利爲氏所藏).....	六五
朝野群載(猪熊信男氏所藏).....	三三	催馬樂譜(侯爵鍋島直映氏所藏).....	四八	源氏物語(侯爵徳川義親氏所藏).....	五八
和名類聚抄(保阪潤治氏所藏).....	三七	神樂譜(侯爵前田利爲氏所藏).....	四八	榮華物語(伯爵三條西實義氏所藏).....	五三
世俗字類抄(侯爵前田利爲氏所藏).....	三九	醫心方(仁和寺所藏).....	四三	駒篋行幸繪卷(公爵三條公輝氏所藏).....	五三
經國集(侯爵徳川義親氏所藏).....	三八	占事略決(侯爵前田利爲氏所藏).....	五〇	大鏡(千葉胤明氏所藏).....	五八
紀家集(伏見宮御所藏).....	三九	聖德太子傳(伏見宮御所藏).....	五〇	水鏡(專修寺所藏).....	六〇
江吏部集(伯爵三條實義氏所藏).....	四〇	大鏡冠傳(同上).....	五〇	新世繼(畠山一清氏所藏).....	六一
著華集(佐佐木信綱氏所藏).....	四二	保則傳(侯爵前田利爲氏所藏).....	五八	枕草子(侯爵前田利爲氏所藏).....	六八
文鳳抄(侯爵前田利爲氏所藏).....	四九	公卿補任(伯爵冷泉爲系氏所藏).....	五〇	同給卷(侯爵淺野長勳氏所藏).....	六九
世俗諺文(觀智院所藏).....	四四	辨官補任(岩崎文庫所藏).....	五三	方丈記(大福光寺所藏).....	六九
日本靈異記(興福寺所藏).....	四六	外記補任(侯爵前田利爲氏所藏).....	五三	寶物集(圖書寮所藏).....	六三
禁秘抄(侯爵前田利爲氏所藏).....	四三	施藥院使補任(同上).....	五七	紫式部日記(侯爵蜂須賀正氏所藏).....	六五
拾芥抄(史料編纂所所藏).....	四七	檢非違使補任(史料編纂所所藏).....	五八	閑居友(侯爵前田利爲氏所藏).....	六八
和漢朗詠集(高松宮御所藏).....	四四	衛門督補任(同上).....	五九	中外抄(同上).....	六一
新撰朗詠集(保阪潤治氏所藏).....	四七	僧綱補任(興福寺所藏).....	五三	籠中抄(侯爵徳川義親氏所藏).....	六四
梁塵秘抄(子爵綾小路護氏所藏).....	四六	水言抄(醍醐寺所藏).....	五六		
三五要略(伏見宮御所藏).....	四七	打聞集(山口光圓氏所藏).....	五九		
三五要錄(同上).....	四〇	口遊(寶生院所藏).....	五八		
仁智要略(同上).....	四一	伊勢物語(守屋孝藏氏所藏).....	五八		

本朝書籍目錄解題

書籍の目錄には、官撰あり、私撰あり、そのさま種々にして一様ならず。謄寫したる書籍を順次に載せたるものあり。海外より將來したる典籍を記したるものあり。架藏の書のみを列ねたるものあり。缺卷となりたるもののみを目錄あり。見存したるまゝを著錄したるものあり。存亡によらず、世に知られたるものを集めたるものあり。また各種の圖書を集めて、これを載せたる總目錄あり。特殊のもののみを掲げたるものあり。その體裁もまた、分類して收録したるものと、部目をたてず、順序を正さず、書きつらねたるものとあり。或は書名のみを記し、或は書名と、卷數とを擧げ、或は著者をも録し、或は成立の年月を註し、或はその内容をも示し、特にその篇目を掲載したるもの等ありて、一様ならず。

典籍の目錄に、國書のみものあり。漢籍のみものあり。佛經のみを記したるものあり。世に傳はりたる書籍目錄の中、最も古きは、佛教に關するものにして、天平十三年の經典目錄、天平十四年の關經目錄、同二十年の寫經疏目錄等あり。平安朝の初期入唐したる傳教、弘法、慈覺、智證等、各大師の歸朝したる時に於ける將來目錄あり。また醍醐天皇の御代、華嚴、天台等の諸宗をして、撰進せしめられたる諸宗章疏以下、經典聖教の目錄等頗る多し。

漢籍の目録は、聖武天皇の御代、吉備眞備が、唐より歸朝の際、將來したる漢籍の目録ありし事、日本國見在書目録に見えたと、今傳はらず。また石上宅嗣が、舊宅を捨て、阿闍寺となし、寺内の一隅に外典の院を置きて、芸亭と名づけたるよし、續日本紀（天應元年六月）に見えたと、芸亭の藏書目録もありしなるべけれど、聞ゆるところあらず。今世に傳はりたる漢籍の目録は、仁和、寛平の頃、藤原佐世が、勅を奉じて、撰録したる日本國見在書目録より、古きものはなかるべし。

國書の目録は、奈良朝に成りたるものあるを聞かず。平安朝に至りても、中期以前に於いては、目録を撰修せられたる事聞えざりしが、高倉天皇の御代に至り、後白河法皇、院宣を下し給ひて、吉田經房をして、院文殿衆と共に、蓮華王院寶藏に架藏せられたる本朝書籍、及び諸家記の目録を撰ばしめ給ひし事あり。そは經房の日記

吉記に、承安四年八月十三日、參蓮華王院寶藏、令取御書目録之由、依被仰下也、執行法印靜賢同以參會、兼日依加催也、文殿衆大外記賴業、師尙、文殿事、助教師直、主計助師茂、以下十餘輩參入、各候寶藏西庇、兼數座、又先立日臨

取御書目録二條院御時、被取之云々、披見之、當時所被納之御書未被目録、先年爲盛隆奉行、纔雖合目録、未及終功、就中宿納

文書、或有要或無要、先日院宣云、於漢家書籍者皆在儒家、又在他御倉、強不可被置、但於證本者非此限、本朝書籍、及諸家記皆悉可被集、能可撰定也、兼又賴憲朝臣點定文書之中、可撰納敷、於寶藏御書者、追加取捨可取目録、先舊御目録與賴憲目録加比校、注出無御書之中記、又彼文書之中正本記記始令納之、元自雖在御書之中、依爲正本、可被置之由被仰下也、

と見えたり。即ち寶藏に架藏せられたる御書を整理せしめられ、漢籍は、證本の外は寶藏に置かれぬ事となし、主とし

て、本朝の書籍、及び諸家の記を集めて、その目録を撰録せしめられしなり。この後翌九月十三日の記まで、文書撰定の事見えて、十月以下の日記缺けたれば、詳ならねど、同目録の完成したるものなる事は推定するを得べし。今はその目録の一部分だに聞こえたるものあらず。この外、國書の目録にして、世に傳はりたるものは、本朝國史目録、本朝法家文書目録、和歌現在書目録の三部あり。いづれも、特殊のものゝみを著録したるものなり。この中、本朝國史目録は、日本書紀より、三代實錄に至る六國史の目録にして、卷數、撰者及び成立の年月、每卷所掲の年月等を註したり。本朝法家文書目録は、朝儀、法制に關するものみの目録にして、律令格式雜の五部に分ちて、四十二部を記し、各その卷數、著者、成立の年月、及びその篇目等を掲げたり。同目録の事は、既に通憲入道藏書目録の中に見えれば、院政時代を下らざるものなる事は、推知するを得べし。和歌現在書目録は、平安朝末期に於ける現存の歌書のみを撰録したるものなり。和漢の序文をそへて、「于時仁安三年夷則之月、記大概貽小説耳、」とあり。撰集家より惣雜家に至る九部門に分ちて、著者、卷數等を載せたり。その書名を和歌現在といひ、部門を惣雜家などいへるによれば、日本國見在書目録の體裁に準據したるものなる事は明なり。同目録は、續群書類從に收められたれど、臆腦家までの四部門のみにて、歌合家以下の五部門は缺けたり。但し和歌に關する書目は、袋草子及び八雲御抄にも附載し、殊に八雲御抄には、物語等の國文に關するものをも收められたり。これより後には、歌合等を記したる和歌合略目録あり。またこの外、鎌倉時代中期頃までに於ける家乘日記のみを著録したる諸家名記も世に傳はれり。

國書、漢籍、佛典等を一つの目録に收載したるは、天平二十年の寫章疏目録の中に、漢籍四十三部と、「帝紀二卷日本」と記して、國書を附したるものあり。この外、日本國見在書目録に見えたる圖書寮の圖書錄、冷泉院の冷泉錄の如

きも、國書、漢籍等を收録したるものなるべし。醍醐天皇の編製し給へる宜陽殿架藏の累代書法の御目錄（花鳥餘情所載延喜十七年四月二十二日御記）も、和漢の書法なるべけれど、今は亡佚して傳はらず。また後鳥羽天皇の御代、御書所衆、儒士等をして、蘭林坊、桂芳坊の御書目錄を作製せしめられたれど、（玉葉文治三年二月の條）、これも傳本あるを聞かず。この外御書所、内御書所、一本御書所等の架藏にかゝる和漢の典籍を記したる目錄もありしなるべし。仁和寺以下の御願寺、及び法成寺、平等院等、諸寺の經藏、寶藏に收納したる國書、漢籍、聖教、經典の目錄もありしならん。然るに、世に聞えたるは、蓮華王院寶藏の目錄と、法成寺寶藏、及び平等院經藏の目錄のみなりき。蓮華王院寶藏の御書目錄は、上に記したるが如く、二條天皇の御代、撰録せしめられしが、高倉天皇の御代、更にこれを撰ばしめ給へり。法成寺寶藏の目錄は、一卷にして、卷末に、年號と、宇治關白賴通の署名、及び花押あり。（玉葉文治三年三月廿五日の條）平等院の經藏目錄は、四卷にして、この中一切經目錄二卷、寶物目錄二卷あるよし、（玉葉同年八月二十日の條）なれど、いづれも今は缺逸せり。

その他、平安朝には、内外の典籍を所藏したるもの頗る多し。和氣弘世は、私宅を以て弘文院となし、内外の典籍數千卷を藏し、（日本後紀延暦十八年二月の條）藤原道長には、三史、文選、日本紀、令、律等の藏書二千卷あり。（御堂關白記寛弘七年八月の條）源師頼の藏書も、數千卷に及び、（永昌記嘉承二年四月の條）大江匡房が、二條高倉に造りたる江家十代の文庫に架藏したる群書は、數萬卷ありといひ、（宇槐記抄、兵範記、百練抄仁平三年四月の條）藤原頼長も、多數の藏書ありて、特に書庫を建て、これに納め、（台記久安元年四月の條）徳大寺實定の如きも、和漢の書數萬卷を所藏し、（玉葉承安二年十二月の條）平基親も、義祖以來の藏書夥しかりしが、京都、大火の際、烏

有に歸したるものゝみにても、七百餘合に上り、外に十代の文書も尠からずと（同書治承元年七月の條）いへり。その他世に知られざりし藏書家の數も、數多あるべく、いづれも、その藏書目錄の如きものありしなるべしと雖ども、未だ世に知られたるものあらず。鎌倉時代に至り、北條實時の蒐集架藏したる金澤文庫の如きものすら、その目錄の傳はりたるものあるを聞かず。唯藏書家の目錄として、今日まで存したるは、通憲入道藏書目錄一卷のみなりき。これも、處々蟲損し、缺文もありて、完備したるものにあらず。殊に百七十櫃以下は缺逸し、且つその中にも、櫃の番號と書名とを載せたるは、八十六櫃にして、その半數は、櫃の番號も見えざれば、缺けたるところの尠からざりしは、推測するを得べし、花園院宸記に載せ給へる信西遺書、信西文書の中には、南北史節要、鬼哭子、宋齊丘化書等あれど、同藏書目錄に見えざるによりても、その完きものにあらざるを知るべし。

二

かくの如く、佛經聖教の目錄は、奈良朝になりたるもの二三種世に傳はり、漢籍の目錄も、奈良朝に撰びたるよし聞えたるものある。平安朝の中期以前になりたるものの傳本もあれど、國書の目錄のみは、古くより、世に知られたるものなく、平安朝中期以後に撰ばしめられたる蓮華王院架藏の本朝書籍、及び諸家記の目錄あれど、今は亡佚し、僅に國史法制、和歌等に關する特殊の書籍目錄のみ世に傳はれり。國書の總目錄として、今日流布したるものゝ中、最も古きは、其の後編製したる本朝書籍目錄を描いて、他にはあらざるべし。

本朝書籍目錄は、諸本の中に、本朝書目と記したるものあり。日本書目錄とも、日本書籍總目錄とも、本朝書籍總

目録とも題したるものあり。されど、建内記、晴富宿禰記、體源抄、及び刊本、寫本等には、本朝書籍目録と記したるもの等最も多し。また寫本の中には、御室書籍目録、御室和書目録、仁和寺書目など記したるものもありて、仁和寺の藏書目録の如くいへるものあり。されど、奥書には、「以仁和寺宮本書之」とありて、仁和寺宮御所藏の本朝書籍目録を書寫したるよしなり。されば、仁和寺宮の御架藏なる典籍を列記したる目録にあらざる事は明なり。

三

本朝書籍目録のなりしは、いつの頃なるか、いかなる人の編製したるものにか、諸本いづれも編製したる年月、及び撰者を明記したるものあらず。よりて從來この書籍目録の編製に關する諸家の考説區々にして、未だ一定するところあらず。今世に知られたる是等の諸説によりて考ふるに、まづその成立の年代に就いては、三説あり。甲は室町時代とし、乙は南北朝時代とし、丙は鎌倉時代としたり。

甲 室町時代の成立としたるは、藤貞幹の好古小録、高田與清の擁書漫筆、山崎美成の海錄、西田直養の笈舍漫筆、尾崎雅嘉の群書一覽、井上頼圀博士の己亥叢說等なり。いづれも、この書籍目録にのせたる永享、永正等の奥書によりたるものなり。この中、撰者に就いても二説あり。一は清原業忠とし、二は外史中原としたり。

一、清原業忠の撰としたるは、藤貞幹、高田與清、尾崎雅嘉、井上頼圀博士等にして、その證は、體源抄卷十二に載せたるこの書籍目録の奥書によれり。そは、

永享十一冬、清大外記業忠依仰註進之

とあるによれり。業忠は、大外記清原宗業の子なり。「依仰註進之」とあるは、この書籍目録を編修したる意とも解するを得べく、或は何人か撰びたるこの書籍目録に、何をか註記して、進覽したる意とも見るを得べし。また「依仰」は、宮中より仰せられたる意か、皇族方よりの仰か、將軍よりか明ならず。かゝれば、こは他に参照すべき傍證あるにあらざれば、これを判定し難し。

二、外史中原氏の著としたるは、山崎美成、西田直養の説にして、永享年中、將軍の命を受けて、外史中原氏の記したるものなるよしなり。外史は大外記の唐名にて、將軍の命によりたりといへるは、

奥書に、以仁和寺宮本書之、普廣院被尋之時注文云々、

とあるによりたるものなるべし。普廣院は、足利義教にて、永享、嘉吉間の將軍なり。されど、外史中原氏の編製したるよしに就いては、その明文見えざれば、或は前掲の永享十一年、大外記業忠の註進したる奥書とを併せ考へて、大外記とあるにより、業忠を中原氏と思ひ誤りたるにてもあらんか。

此の如く、室町時代の成立としたる二説中、外史中原氏を撰者としたるは、これを立證すべき明文なければ、その謬りなる事は明なり。また清原業忠の撰としたるものは、引據の奥書のみにては明確ならず。一考を要すべきに似たれど、他にたしかなる徵證見えざれば従ひ難し。但し鎌倉時代、或は南北朝に成立したる説の是非によりて、これを判定するを得べし。

乙 南北朝の成立としたるは、新井白石の説にして、撰者を冷泉爲富としたり。そは、

同文通考、肥人書の條に、謹案スルニ、冷泉大納言爲富卿ノ本朝書籍目録ニ、肥人書五卷トノセラレタリ、

と記し、白石の手翰にもそのよし見えて、冷泉家目録といへり。蓋しこの書籍目録に載せたる康安二年の奥書に、「以冷泉大納言爲富卿本書寫之」とあるによりたるものなるべし。この説に就いては、山岡俊明の類聚名物考に「件の目録を見れば、彼卿より前に編る書なりと思しきところ少からず、また後人の書き加へし所も有と見ゆ、いかにも冷泉家の目録にはあらず、」といへり、殊に奥書にいへるは、冷泉大納言爲富の所藏したる本の意にて、爲富の編修したるよしにあらず。且つこの奥書には、下に述ぶるが如く、錯簡ありて、冷泉大納言は爲富にあらずして、別人なれば、爲富の撰としたる説の誤りなるは言ふを俟たず。

丙 鎌倉時代の成立としたるは、栗田寛博士の説にして、これに亞ぐものを、山本信哉博士の説とす。いづれも、その典據は、寛文十年の刊本、群書類従本、及び寫本の中なる

奥書に、此抄入道大納言實冬卿密々所借賜之本也、

永正二年八月四日書寫之

師名在判

とある永正を永仁の誤寫としたるにあり。その中、

一 栗田博士の説は、徳富猪一郎氏の藏本（宮崎道三郎博士舊藏）に貼附したる一片の

書翰に、寛按、されど、目録の跋に、師名の名あり、師名は、中原系圖に、嘉元元九一卒とあれば、永享に作りしものにあらず、一本に、跋文の永正を永仁の年號に作るものとありと、松屋與清の書入に見えたり。先頃御尋ねに付き認め申候、

と見えたり。蓋し宮崎道三郎博士の質問に對する返簡なるべく、そのよしは、新成實堂叢書に收めたる徳富氏の日

本書籍惣目録複製本の解説に見えたり。

二 山本信哉博士の説は、大正六年史學會第十九回大會の部會に於いて、これを發表し、その概要を史學雜誌二十八篇五に載せたり。そは奥書の永正を松浦伯爵所藏の山鹿素行本、及び東京帝國大學本に、永仁としたるにより、奥書に見えたる實冬、及び師名の、永仁の頃に存在したるよしを證し、殊に實冬の官によりて、建治三年以後、永仁三年に至る十八年間のものなるよしを辨ぜり。

成立年代の三説中、室町時代としたる説は、引據したる清業忠注進の文意明確ならず。且つ南北朝に於ける康安の奥書あれば、正説とすべきにあらず。次に南北朝の成立としたるもの、微證には、爲富の撰としたる明文なく、冷泉大納言爲富の本によりたるよしの奥書なれば、これも従ひ難し。かくて鎌倉時代説の根據なる奥書の永正を永仁の誤とせば、その説を正しとすべきに似たり。よりて、鎌倉時代説に就いて、これを検討するに、まづこの奥書を永仁としたるは、内閣本、神宮文庫本、圖書寮本、東京帝國大學本以下三十餘本に及び、永正としたるは、刊本と、二三の寫本に過ぎず。また東北帝國大學本（朽木文庫本）には、永享二年とあり。なほ奥書に見えたる實冬、及び師名に就いて考査するに、實冬、師名も各二人あり。實冬は、尊卑分脈の滋野井流なる中納言公光の子と、三條の嫡流なる内大臣公忠の子とあり。公光の子は、正應元年、權大納言となり、同二年出家し、乾元二年、六十歳にて薨じたり。公忠の子は、太政大臣となり、應永十八年薨じたり。此の如く公忠の子は太政大臣たれば、奥書に「入道大納言實冬」とあるにあらず。されば、權大納言にて出家したる滋野井公光の子なる事は疑なかるべし。また師名二人は、いづれも鎌倉時代に於て、並に大外記となれり。一は師爲の子、一は師淳の子なり。師爲の子は、系圖纂要の中原氏系圖に、康元元年

卒したるよし見えたり。康元元年は、奥書の永仁二年より、三十九年以前なればあはず。師淳の子は、外記補任に、弘安十一年、大外記に任じ、正應二年、豊前權介となり、嘉元元年九月、卒したる事見えたり。嘉元元年は、永仁二年より、九年の後なれば、師淳の子なる事は明にして、入道大納言實冬と、その歿年を同じうしたり。以て永正とし、永享としたる刊本及び一二寫本の奥書は誤寫にして、永仁の正確なる事を立證すべく、これによりて、鎌倉時代の成立とする説の動すべからざるは、疑なかるべし。

またこの書籍目録の内容に就いて研究するに、著録したる諸書の中、鎌倉時代を下りたるものなく、著名なる神皇正統記、職原抄、増鏡、太平記、元享釋書等の如きもの見えざるによりても、鎌倉時代の成立なる事の一證とするを得べし。但し山本信哉博士は、和漢の篇に載せたる中、和漢兼作集に、滋野井實冬の官名の見えたるによりて、建治より、奥書の永仁に至る十八年の間になりたるものとしたり。されど、和漢兼作集に載せたる他の作者の官名によれば、同書は、後宇多天皇の弘安三年以後に撰集し、伏見天皇の御代に増補したるものなれば、(四五八頁参照)この書籍目録は、弘安の末、若しくは、正應の始の頃、數年の間に編製したるものとすべきが如し。なほ奥書に「實冬卿密々所借賜也」とありて、特に密々と記したるは、何か故あるが如く思はるゝなり。或は實冬の撰にして、未定稿なるが故に、密々師名に示して、修正せしめたる意か。撰者は別人にして、實冬が撰者より内々借覽したるが故にてもあらんか。そのよしは明ならねど、師名の書寫したるは、撰者の原本にあらずとすとも、原本を距る事遠からざるものなる事は、推考するを得べし。殊にこの書籍目録には、帝紀篇の中なる帝王系圖、新抄、和漢春秋、續新抄、政要篇の中なる諸道勘文、雜例抄、官位篇の中なる任公卿雜例、任官雜例、雜抄篇の中なる祕玉抄、隨見聞抄、口遊抄、函中抄

の類は、師遠、師安、師元、師重、師季、師光、師弘等、中原氏一門の著書なり。此の如く、中原氏一門の著書を多數收録したるによれば、師名は、この書籍目録を借りて寫したるのみにあらず、その編製に就いても、特に關係するところありたるものゝ如く、推測するを得べし。若し實冬の撰びたるものとせば、是等中原氏一門の著書は、師名が後に増補したるものならんかとも、考察するを得べきなり。

此の如く、この書籍目録は、その奥書と、内容とによれば、室町時代、或は南北朝の成立としたる説の誤にして、後宇多天皇の御代の末、若しくは伏見天皇の御代の始に於ける數年の間に撰録したるものなる事を推定すべし。かゝれば、體源抄に載せたる奥書に、「清大外記業忠、依仰註進之」とあるは、編製の意にあらずして、鎌倉時代になりたるこの書籍目録に、何をか註記して、進覽したるものと解すべきなり。

この書籍目録の寛文刊本、及び寫本には、諸家名記を附したるもの多し。諸家名記もまた、鎌倉時代になりたるものにして、上に記したるが如く、高倉天皇の御代、後白河法皇の蓮華王院寶藏の御書目録を撰定せしめられたる事を、吉記に、「本朝書籍、及諸家記、皆悉可被集、能可撰定也」と記して、本朝書籍といひ、諸家記といへるは、本朝書籍目録、諸家名記の書名と、相似たれば、この書籍目録、及び諸家名記は、或は蓮華王院寶藏の本朝書籍、及び諸家記の目録によりて編製したるものならんかとも、推測するを得べし。

四

この書籍目録に收録したる書名は、四百九十三部にして、これを左の二十の篇目に分てり。即ち

神事六部 帝紀四十四部 公事三十四部 政要八十四部 氏族九部 地理五部 類聚八部 字類十一部
詩家六十五部 雜抄八部 和歌 和漢五部 管絃二十二部 醫書十部 陰陽十部 人々傳四十八部
部 官位二十八部 雜々十五部 雜抄二十七部 假名五十四部

この中、和歌は、篇目のみにて、書名を略せり。蓋し和歌は、和歌現在書目録あり。且つ「勅撰家集等の外、如抄物打聞之類、七十部有之、然而見懷中抄歟之間、略之」と記したるが如く、歌學、歌論等、すべて和歌に關するものは、別に一部としたるものあれば、篇目のみを掲げて、特にこれを省略したるものなるべし。また雜抄の篇目二つありて、別に雜々の篇目あり。同じ種類の編目を三篇設けたるは、いかなる意にか、或はこの書籍目録は、始め神事より、詩家雜抄に至る十篇となしたりしが、更に和歌、和漢以下、官位に至る七篇を加へ、雜抄の篇に漏れたるものを雜々の篇として載せ、後なほも補ふべきものあるを以て、再び雜抄の篇を置き、新に假名の篇目を設けて、假名文のもののみを採録したるものならんか。最終の假名篇は、刊本、及び圖書寮本以下の寫本に、「或本此假名無目録」と記し、或は「或本無假名」などと記したるものありて、殊に岩崎文庫の古寫本の如く、假名の篇なきものあれば、或は後に假名篇をたて、假名文のみを収めたるものなるべし。なほこの書籍目録には、列聖皇族の御日記を始め、諸家の家乗の漏れたるは、いかなる故か、蓋し日記の數頗る多く、別に諸家名記あれば、雜々篇中に、仁和以後記目録の一部を録して、これを省略したるものならんか。

この書籍目録は、當時傳本ありたるものゝみを調査して、採録したるものなりや、存否に拘はらず、見聞のまゝを掲載したるものなりや。伴信友の如きは、刊本の書き入れに、

此書籍目録ハ、見聞ニ任セテ、書キ集メタルモノト見エテ、疑ハシキコトモ交レリ、其用意シテ見ルベキ也、といひ、醫書篇の中なる撰攝養要決の下に、

貞觀二年十月三日、正五位下行内藥正兼侍醫參河權守物部朝臣廣泉卒、中略撰攝養要決二十卷、行於世、トアリ
コノ目錄ノ撰ノ字ハ、三代實錄ノ文ヲ見誤リタルナリ、コレニテモ、コノ目錄ハ、實ニ其書ヲ見タルノミニアラズ、諸書ヨリ、書ヌキタルモノアル證トスベシ、

と記せり。これによれば、この書籍目録には、當時現存したるものゝみならず、古書に見えたるものを採録したるものもある事も明にして、たまたま撰者が、原文を見誤りたるよしを知るを得べし。なほ政要篇の中に「官曹事類目錄三十卷、外官事類目錄十一卷」とあるが如きも、官曹事類及び外官事類の卷數にして、同書目録の卷數にあらず、然るに、特に目錄の二字をそへたるは、本朝法家文書目録に「官曹事類目錄三十卷、外官事類目錄十一卷」として、その篇目を列ねたるを、そのまゝ採りたるものなるべし。殊に同官曹事類目錄より、續新抄に至る六部、及び交替式より、古式に至る六部、上古問答より、問答五條に至る六部は、その順序も、本朝法家文書目録と同じきによれば、同目錄によりたるものなる事は推斷するを得べし。なほ官曹事類、外官事類、及び律大寶六年、令天皇元年二十卷、令大寶六年、令天皇元年十一卷、弘仁格、貞觀格、延喜格、天長格抄等の註記を同目錄と對照するに、省略したところあれど、同文なるによれば、同目錄によりて、記したるものなる事を知るべし。この外帝紀篇の中に、初天地本紀見神鏡月令とある註記によれば、この二書も、この書籍目録の撰者が親しく一見したるものにあらず、古書によりたるものなるを證すべし。

また神事篇と帝紀篇の中には、各神別記十卷あり。字類篇の中には、倭名類聚抄二十卷、和名十卷あり。倭名類聚抄は、傳本にも、二十卷のものと、十卷のものとありて、詳略の別はあれど同書なるにかゝはらず、これを載せたり。雜抄篇の中に載せたる江談六卷と、江談三卷は、同名にして、卷數同じからざるのみ。分合によりて、卷數の同じからざる本あるを以て、そのまゝ別々に載せられど、その重複なる事は言ふを俟たず。氏族篇の中にも、新撰姓氏錄三十卷の外に、姓氏錄を載せたり。唯、新撰の二字を冠したるものと、冠せざる本とありしを、取捨する事なく、これを採録したり。なほ政要の篇中、弘仁儀式十卷、貞觀儀式十卷、延喜儀式の外に儀式十卷あり。本朝法家文書目錄には、弘仁、貞觀、延喜三代の儀式のみにて、別の儀式十卷を載せず。三代の儀式中、今傳はりたる貞觀儀式は、唯儀式とのみありて、貞觀の二字を冠せざれば、傳本なかりし弘仁、及び延喜二代の儀式も、同じく儀式とのみありて、弘仁、延喜の字を冠せざりしを知るべし。然るを、この書籍目錄の編者は、三代儀式と、儀式十卷とを別種のものとして、載せたるものなるべく、これも重複ならんか。また同篇の中なる別式二十卷、及び古式二十卷は、同書なるに拘はらず、書名の同じからざるを以て、別式は續日本紀によりて掲げ、古式は本朝法家文書目錄より採りたるものなるべし。此の如く、この書籍目錄には、編者が、一々本書に就いて調査検討する事なく、傳本あるものと、古書に見えたるものとを問はず、そのまゝ採録したるものなる事を推考するを得べし。

この書籍目錄に載せたるものには、卷數を記したるものあり。唯書名のみにて、卷數なきものあり。著者を記し、内容をも註したるものあり。卷數を載せたるものは、概ね幾卷とあれど、中には幾帖とし、幾帙とし、幾結としたるものもありて、一定するところなし。蓋し存のものと、古書に見えたるものとを、そのまゝのせたるものならん。

また公事篇の中、本朝月令の下に「六卷^{或四}」と記し、西宮鈔の下に「四卷、八卷、十卷、十五卷、十六卷」などある

和漢	二卷
和漢朗詠	二卷
新撰朗詠	二卷
拾遺朗詠	二卷
和漢雜作集	二卷
和漢拾遺朗詠	二卷
管絃	二卷
梨園舊風	一卷
梁塵秘抄	一卷
龍吟抄	一卷
三五要略	一卷
三五要錄	一卷
仁智要錄	一卷
仁智要略	一卷
永管抄	十卷
殘夜抄	十卷

本朝書籍目錄 (岩崎文庫所藏)

が如く、卷數の異同を註したるものあり。著者を記したるものにも、帝紀篇の中、文德實錄、三代實錄、新國史等の如く著者に兩説あるものを註したるものあり。著者のみにて、内容を示さざるものあり。内容のみを擧げて、著者を漏らしたるものあり。殊に神事篇の神別記の下に「日本紀私記曰、天皇天孫事、具在此書」と註したるが如く、古書の文を援引して、内容を説明したるものあり。公事篇の春玉抄の下に「花園左府抄、有奥書」として、著者を證明すべき典據を示したるものあり。また人々傳篇の中、田村傳の下には、「師能」として、筆者を記したるものあり。政要篇の刪定律令問答の下には、「上中下、蓮華王院」と註したるが如く、その所在を示したるものあり。これ等は、悉く編者の註記したるものゝまゝなるか、或は後人の追記したるものか、詳ならず。この書籍目錄の寫本中、最も古き岩崎文庫所藏本（廣橋家舊藏）には、書名と卷數とを記して、著者及び内容等は、別筆にて追記したれば、もとは、書名と卷數のみ

のものなりしを知るべし。その他の寫本にも、神宮文庫本（江藤氏舊藏）圖書寮本（鷹司家舊藏）京都帝國大學本（近

衛家本、東京文理科大学本、彰考館本、靜嘉堂文庫一本等の如きは、書名と、巻數のみを載せたるものあり、朱にて著者、内容等を記入したるものあり。或は二三の著者のみを載せたるものあり。是等の諸本に據りて考察するに、もとは書名と、巻數のみを記したるものなりしが、後年、何人か、著者、及び内容等を追記したるものなる事を推斷するを得べし。なほ體源抄に引載したるこの書籍目録を検するに、管絃篇の下に、二十三と註して、梨園舊風以下二十三部の書名を掲げ、その中、梁塵秘抄以下十三部には、刊本等と同じく、著者、内容等を記したり。その外、神事以下の各篇は、唯採録したる部數のみを記したれど、管絃篇の例によれば、いづれも書名、巻數の外に、著者、内容等をも、註したるものなる事は、推測するを得べし。此の如く、この書籍目録には、著者、内容等を註したるものと、記さざるものとありて、註記したる體源抄所載のものには、「永享十一年冬、清大外記業忠、依仰註進之、」の奥書あるによれば、著者、及び内容等は、蓋し清原業忠が、註記して進覽したるものならんかと思はるゝなり。

またこの書籍目録は、神事以下の篇目に別ちたれど、各篇に收録したるものを見るに、區々にしてその體裁の整はざるもの頗る多し。そは帝紀篇に載せたる帝王系圖と、氏族篇に收めたる帝王系圖三部、及び帝王廣系圖とは、いづれかの篇目の中に集録すべきものなり。次に政要篇の中なる日本事始も、同種類なる雜抄篇の本朝事始のところに入るべく、雜抄篇の中なる愚管抄は、假名なれば、假名篇の中に收むべきものなり。この外各篇の中にも、彼此對照して、變更すべきもの尠からず。

要するに、この書籍目録は、もと書名と、巻數のみを掲げたるものにして、その著者、及び内容は、後年何人か追記したるものなるべし。また篇目中、雜抄の如く重複したるものあるは、編者、或は後人が、増補追加したるが故な

らんか。また著録したる典籍は、當時傳本ありたるものゝみにもあらず、編者が一覽したるものゝみにもあらず、これを調査し、考究して、採りたるものにもあらず、或は古書に見えたるものにより、或は、見聞にまかせて、採録したるが如きものも交れり。されば、中には、古書の原文を見誤りて、載せたるものあり。また同種の書を、甲篇と乙篇の二處に收め、同一の書を二部掲げて、重複したるところあり。此の如く、その體裁の整はざるは、蓋しこれを修正するに至らざりしによりたるものなるべし。且つ諸本の中には、二三の書に出入異同あるは、編者の補ひたるものと、後人の記入したるものとあるが故なるべし。

五

この書籍目録は、前にも述べたるが如く、弘安の末、正應の始の頃、數年の間に撰録したるものにして、編者は、滋野井大納言入道實冬なるか、別人なるかは詳ならねど、中原師名が、永仁二年、原本に近きものによりて、これを書寫したるものなる事は、推定するを得べし。それより七十年の後、康安二年（正平十七年）に至り、刑部侍郎光之、これを書寫したり。そは内閣一本、前田家一本（朝田由豆流舊藏）及び徳富本等の奥書に、

右以冷泉大納言爲富卿本寫之、以准后本令一校者也、

康安二年正月七日

刑部侍郎光之

と見えたり。但し冷泉大納言爲富は、左中將爲之の子にして、康安二年より百七年の後、應仁二年權大納言となり、明應六年、七十歳にて薨去せり。康安二年は、爲富の曾祖父權中納言爲秀の未だ參議たりし時なれば、年代合はず。然

らば、康安の二字、若くは上下の一字を誤寫とせざるべからず。されど、他に康安の文字と相似たる元號なく、上の康の字を誤とせば、文安、慶安以外に安の字を附したる元號見えす。下の安の字を誤とすとも、康の字を冠したる元號を尋ねるに、康正あるのみ。然るに、文安二年は、爲富、未だ二十歳にして、八年の後、享徳二年に至り、漸く從三位に叙せられたり。康正二年も、參議にして、この後十二年を歴て、權大納言に任じられたれば合はず。此の如く、康安二年を以て誤寫とすべきよしもなければ、更にこの奥書を記したる刑部侍郎光之に就いて、考査するに、

和歌作者部類の奥書に、書寫了、

刑部侍郎光之

風雅、新千載作者等失錯多端、疑殆非一、強而拭老眼、聊書入本了

康安二年正月七日

和歌所舊生光之

と見えたり。同じく刑部侍郎とし、和歌所舊生とありて、且つその奥書の年月も同じきによれば、康安の誤りにあらざる事は明なり。然らば「冷泉大納言爲富卿」の八字、もしくは「爲富卿」の三字を誤とせざるべからず。まづ爲富卿の三字を誤として、康安以前冷泉大納言と稱したる人を索むるに、中院一品記曆應元年（延元三年にて、康安二年より二十五年前）十一月十五日條に、「冷泉大納言公泰卿」と見え、國大曆康永三年（興國五年にて、康安二年より十八年前）閏二月十二日の條に、「冷泉前大納言公泰」と記し、祇園執行日記正平七年（文和元年にて、康安二年より十年前）二月十一日寺家申次大納言法眼の下に、「北畠源大納言親房孫、冷泉大納言公泰猶子」と註したり。公泰は、洞院左大臣實泰の子にて、尊卑分脈に、「正二位、權大納言、號冷泉大納言、於南朝任大臣云々、出家法名覺元」とありて、建武元年九月、權大納言に任ぜられ、曆應三年（興國九年）十二月これを辭し、延文四年（正平十四年）五月、出家したる事、公卿補任に見えたり。薨去の年月明ならねど、その時代もあへば、冷泉大納言の洞院公泰なる事は疑なかるべし。或はもと、「以冷泉大納言本書寫之」とありしが、後に何人か「爲富卿」の三字を傍註し、いつしか、本文の中にまぎれ入りたるものならん。また奥書に、「以准后本、令一校者也」とある准后は、いかなる人か、建武以來、卿相中、三宮に准ぜられたるは、北畠親房のみにして、李花集に、「中院准后」と記され、續神皇正統記の中、北畠准后親房卿とある下に、「當朝にても、准後の號ゆるされしなり」といひ、

三内口決に、於南朝昇進之人、一切不用之候、然處、此親房卿計、北畠准后天下稱之候、御家之規模、無比類候、と見えたり。これによりて、親房の本によりて、校正したるものなる事を知るべし。且つ親房の孫大納言法眼は、冷泉大納言公泰の猶子なるよし、祇園執行日記に見えたるによれば、蓋し公泰の本は、親房の本によりて、寫したるものならんかと推測するを得べし。次に刑部侍郎光之はいかなる人にか、刑部侍郎は、刑部輔の唐名にて、光之は、和歌作者部類に、四位惟宗光吉男、と記し、新千載和歌集、及び新後拾遺和歌集に、「惟宗光之朝臣」として、その和歌を載せたり。なほ愚管記延文五年（正平十五年）閏五月五日の條に、「續歌興、歌仙光之朝臣、慶運法師等也」とあるによりて、當時世に知られたる歌人なるを知るべし。かゝれば、康安二年、歌仙惟宗光之が、冷泉大納言公泰の本を以て手寫し、北畠准后親房の本を以て、校正したるものなり。但しこの康安二年の奥書ある本には、永仁の奥書なければ、同本は師名の書寫したる本によりたるものにてはなく、別の系統なるが如し。また康安二年の奥書に就いては、

靜嘉堂文庫本（色三中舊藏四部の中）に記入したる中山信名の説には、「コノ奥書ハ、名記ノ奥書ニテ、スペテノ奥書

ニアラズ」といへり。名記は、諸家名記にして、この書籍目録の諸本中、これを巻末に附したるもの頗る多し。この説一わたりはさもあらんかと思はる。されど、この康安の奥書を書けたるは、前掲の如く、内閣一本以下四本に過ぎず。その他の諸本に附したる諸家名記に見えされば、これを以て、直に諸家名記のみの奥書とするは、妥當ならずといふべし。康安二年の後、七十八年を経て、永享十一年の冬に至り、大外記清原業忠が、仰によりて註進したるよし、體源抄にのせたる奥書に見えたり。業忠は、永享、嘉吉の間、後花園天皇に四書五經を進講したるよし、建内記、康富記に見えれば、特に業忠に勅し給ひて、この書籍目録に載せたる書籍の著者などを、調査せしめ給ひしものならんか。天皇は、この年二月、延喜天曆御記以下を、次々に覧覽あるべき御豫定の事、建内記に見えれば、この書籍目録に著録したる國書に就いても、深く觀念をそゝがせ給ひしものなるべし。されば、内大臣西園寺公名の日記

管見記に、永享十二年十一月六日晴、萬里小路大納書送書狀曰、本朝書籍爲寫置、方々被尋仰、目六在別之内、

所持之物可召進云々、彼狀無何續左、

本朝書籍事ハ、爲被寫置、方々被尋仰候、此目録内、御所在之分、可有御註進之由、内々勅定候、必々家僕同可被尋仰之由、其沙汰候、雖目六之外、自然御所持了同可被申候哉、恐惶謹言

十一月六日

時房

西園寺殿

十三日、霽、先日目録之内、所在之分、註一紙以重今日遣萬大許、目録同返遣了、於本書者、重可下召云々。（被召）と見えたり。「此目録」とあるは、下に掲げたる建内記と併考するに、即ち本朝書籍目録にして、これによれば、後

花園天皇は、本朝書籍目録に著録したる典籍の一本を書寫せしめ給はんが爲に、これを採訪蒐集せしめ給ひ、この書籍目録に見えたる典籍の所藏者をして、その由を註進せしめられ、且つこの書籍目録に掲載せざる典籍を所藏したるものをも、同じく註進せしめ給ひしなり。「必々家僕同可被尋仰之由、其沙汰候」とありて、諸家のみならず、その家僕の中よりも、尋ね索めしめられしなり。これによりて、西園寺公名は、直にこの書籍目録に載せたる典籍の中、所藏の分を一紙に註して、進覽したり。時房は萬里小路大納言にして、その日記

建内記には、嘉吉元年三月十二日、本朝書籍目録内、人々所在註進分、今日内々奏聞之、付親長申入之御目六ニ被檢之、即被返下之、猶取整追可披露之由被仰下之也、

とあり。これによれば、本朝書籍目録に載せたるものの中、諸家より所藏の分を註進して、これを奏覽し、他日本書を進覽せしむべきよし、仰せられしなり。なほ

管見記には、嘉吉元年四月廿一日丁亥、去年目六之内、先文鳳抄十帖可進之由、先日萬里小路大納言相示之間、今日召進之由、則付遣彼亞相了、

と記したり。「去年目録之内」とあるは、この書籍目録にて、その中なる文鳳抄十帖をば、西園寺公名より進覽せしめられたるなり。建内記には、「文鳳抄十帖所進也、第十禁裏御本欠間、仍先所進也、」と記して、缺卷補寫の爲に徴し給ひしなり。此の如く、本朝書籍目録に載せたる典籍をば、諸家、及びその家僕より徴されしが、なほ

建内記には、嘉吉元年五月四日、本朝書籍事、可被尋園城寺之由、被仰下之也、とありて、園城寺へも尋ねしめられしなり。その他の寺院の事は見えざれど、仁和寺、醍醐寺、延暦寺、東寺、及び東

大寺、興福寺等にも仰せられたるものなる事は推考するを得べし。されば、この書籍目録の諸本に、「以仁和寺本書之」と記したるは、この時、仁和寺に遺はされたるこの書籍目録をば、後年何人か轉寫し、やがてこれをば、仁和寺書目、御室書籍目録など、稱し、遂に仁和寺所藏の書籍目録と思ひあやまるゝに至れり。また奥書に、「普廣院被尋之時、注文」としたるによれば、將軍足利義教より尋ねたるよしにて、或はもと義教の奏請によりて、採訪せしめられたるが如く聞えたり。されど上掲げたる管見記、建内記等によるに、義教のこれに關係したる徵證見えざれば、唯將軍義教の時代といふ意にて記したるならんか。かゝれば、この書籍目録に見えたる典籍を採訪蒐集せしめられたるは、後花園天皇の勅慮によりたるものにして、永享十一年冬、清原業忠が、この書籍目録に註記して進覽し、翌十二年十一月には、諸家に仰せて、目録所載の典籍を所藏したるものは、これを召し進ぜしめられ、翌嘉吉元年三月には、諸家注進の分を奏聞し、同四月には、西園寺公名所藏の文鳳抄を徵され、同五月には、更に園城寺にも尋ねしめられたり。然るに、その後も、この事に關係したる萬里小路時房の建内記は傳はりつれど、訪書に關する記事の見えざるは、何か理由ありしものゝ如し、或は同年六月には、將軍義教、赤松滿祐に弑せられ、同三年七月には、次の將軍義勝薨じたるが故にて、中止となりしものならんか。その後、この書籍目録の事は、

晴富宿禰記に、文明十一年九月十四日、日本書籍目録都護被借之間、今日遣之了、と見えたり。都護は、陸奥出羽按察使の唐名にて、甘露寺親長なり。

六

この書籍目録を古書の中に収録したるは、體源抄の外見えす。體源抄は、永正九年七月、豊原統秋の著はしたるものにして、その卷十二に載せたり。但し體源抄は、音楽の書なれば、管絃篇のみは、書名、卷數、内容等を掲げ、その他の神事以下十九篇は、各その篇目の中に著録したる書籍の部數のみを註記したり。

この書籍目録の世に傳はりたるものには、刊本あり、寫本あり、寫本を複製したるものあり、また刊本には二種あり。一は寛文十一年、諸家名記、及び本朝書籍目録外録と共に刊行したるものにて、横帖なり。

卷末に、右本朝書籍目録、及外録所載書籍歴兵火滅者多矣、或存而秘之、或藏不學之家者、亦不爲不多矣、今鏤之于梓者、廣其傳、令人々知之、欲現存之書出也、

寛文十二年歲在辛亥正月吉辰

長尾平兵衛刊行

と記したり。とはいかなる本によりたるものか、永仁の奥書を永正としたり。この刊本、今世に傳はりたるもの甚だ少し。二は、群書類從卷四百九十五に收めたるものなり。これもいかなる本によりたるものか、永仁の奥書を永正としたる事、寛文の刊本に同じ。但し諸家名記なく、政要篇の中、柱下類林、諸道勘文、續諸道勘文の間及び假名篇の中、隨見聞抄の次に、錯簡誤脱あり。原寫本のまゝなりや、謄寫の際誤りたるものか。その他にも二三出入異同あり。これを寛文の刊本に比するに劣りたるこゝちせり。次に寫本は頗る多く、管見に入りたるものゝみにても、五十二部あり。即ち

圖書寮 四部 一は、荷田在滿の舊藏にして、「不忍文庫」の印、及び明暦二年の奥書あり。二は鷹司公爵の舊藏にて、承應二年の奥書あり。三は、松岡明義の舊藏、四は、寶永六年の奥書あり。

神宮文庫 三部 一は、「江藤文庫」及び「古經堂」の印ありて、承應二年の奥書を記したり。二は、村井古

巖奉納本にて、三は、寶曆十年の奥書あり。

内閣記録課 三部 一は、「淺草文庫」の印あり。

東京帝國大學 三部 南葵文庫本二部あり。一部は、小中村清矩博士の舊藏にて、延寶二年の奥書あり。

京都帝國大學 二部 一は、近衛公爵家本なり。二は傳來明ならず。

東北帝國大學 二部 狩野亨吉博士の舊藏にて、一は、「朽木文庫」、「杉氏藏書」の印あり、二は、「遺文樓書庫」の

印ありて、元文元年の奥書あり。

東京文理科大學 一部 「滋野井」の印あり。附箋によれば、滋野井公澄なり。

彰考館 二部 一は、「擁書樓」の印あり。高田與清の舊藏なるべし。

前田侯爵 六部 一は、「相州本」と記して、延寶八年の奥書あり。二は、「袖珍本朝書籍目錄」と題し、三は、

「朝田家藏書」の印あり。岸本由豆流の舊藏なり。四は、「今枝樂木源喬」とあり。五は、「増訂本朝書籍目錄」と題せり。六は寛文の寫なるが如し。

三條西伯爵 一部 奥書なく、傳來詳ならず。

岩崎文庫 一部 廣橋伯爵舊藏なり。

靜嘉堂文庫 六部 四部は、「色川三中藏」の印あり。一は「東野源敏子新校」とあり。二は、「冬雄（花押）」と記して、「葆光館」の印、及び明暦二年の奥書、大塚嘉樹の朱批あり。三は、享保三年の奥書あり。四は、

「柳州所藏」と記し、「樂且有儀」の印ありて、中山信名の書入あり。この外一は、「雪堂圖書記」及び「小越本」の印、及び萬治二年の奥書あり。二は、「櫻境之印」の印ありて、丹治正辭本を模寫したるよしの奥書あり。丹治正辭は、木村正辭博士なり。

神習文庫 三部 井上頼國博士の舊藏にして、一は寶永三年の奥書、二は、明暦四年の奥書、三は、山根輝實の奥書あり。

徳富猪一郎氏 一部 新井白石の「天爵堂圖書記」の印あり。昭和七年、新成實堂叢書に收めて複製したり。

松井簡治博士 二部 一は、「東野源敏子新校」とありて、靜嘉堂文庫本と同じ。

佐佐木信綱博士 一部 奥書なく、傳來詳ならず。

山本信哉博士 二部 一は、松浦伯爵所藏山鹿素行本の寫にて、二は、東京帝國大學本（大正十二年大震災前のも）の寫なり。

池田龜鑑氏 三部 いづれも「靖齋圖書」の印あれば、谷森善臣の舊藏なるべし。一は、表紙裏に「春成（花押）」とあり。二は、「青山堂」の印、及び享保十四年の奥書あり。

猪熊信男氏 二部 一は、新井正方の舊藏なり。

後藤丹治氏 一部 「霞亭文庫」の印、及び享保八年の奥書あり。

家藏 三部 一は、「澹齋山人」の印及び、明暦二年、寛保四年の奥書あり。二は、明暦二年、享保十四年の奥書あり。三は、「則之藏書」の印あり。寛文刊本の寫なるが如し。

此の如く多數あれど、古寫本なく、この中最も古きものは岩崎文庫本にて、江戸時代前の寫なり。卷首の神事より、地理に至る六篇缺け、雜抄までにて、その中和歌篇及び卷末の假名篇なく、いづれも、書名と卷數の外、著者、及びその内容は別筆にて、後より追記したり。いかなる本によりて寫したるものか詳ならず。その他の諸本は、いづれも江戸時代の寫にて、概ね上に載せたる永仁二年師名の奥書あり。この中、内閣一本、前田家一本、神智文庫一本、徳富本には、前掲の康安二年刑部侍郎光之の奥書あり。蓋し同一系統のものに屬す。殊に前田家一本、及び徳富本は、新井白石の手寫したるものなり。この外、諸本に載せたる奥書の主なるものは、左の如し。

一 此一冊者英親朝臣本也、恩許令書寫了、加一校了、始三校他筆、予往々書之、

承應二年三月二十一日 左中將實道（圖書寮本（應司公爵舊藏）
神宮文庫本（江藤文庫舊藏）

二 右本者、以醍醐報恩院大僧正本寫畢、且加校合云々、

明曆二丙申九月吉日（圖書寮一本（荷田舊藏）
靜嘉堂文庫二本、家藏本。

三 萬治二年霜月中旬、以久我右大將廣通卿自筆本、任筆書寫畢（東京帝國大學本、
靜嘉堂文庫一本

四 皆延寶第三癸卯年仲冬日、

秋阿居士判（東京帝國大學本、
小中村清年博士舊藏）

五 右一卷者、往年相州鎌倉書寫之、而今以或人（久我右府之本）加校合、且朱註其異者也

延寶八曆 夏下旬、（前田家本
（相州本）

六 寶永戊子（五年）中夏三日書畢

邨強恕（神智文庫本）

七 此書以久松氏本寫之

寶永六巳丑年五月中旬 圖書寮本

八 右一本、以桑石翁之正本會書寫畢

享保八年歲次癸卯春三月卅八日

吉本伴藏（後藏本）

九 本朝書目錄一冊、稻麓山下羽倉氏信盛以所持本令書寫畢、當時珍書之一也、最可祕云々

享保十四年巳酉四月廿一日

門人廣麿記（池田本、
家藏本）

十 右一冊、中山中納言榮親卿以所持本、令書寫者也、

元文元年八月十九日

左近中將源花押（東北帝國大學本）

十一 右本朝書目一篇借速水氏之書書寫焉、後得異本校畢、

寛保四年季夏日

奚疑主人（家藏本）

十二 右一冊者、松岡恕菴翁所藏、而八羽翁嘗謄寫諸、予因茲以寫之云

千時寶曆十歲庚辰之秋七月支二日

盟齋尙賢記（神宮文庫本）

この中、一、及び十は、中山本にて、同一のものなるべく、五に久我右府定本とあるは、三にいへる久我右大將廣通卿自筆本と同じきものなるべく。八の桑名翁は、山崎闇齋の門人桑名松雲なるべく、十二の松岡恕菴翁も、同門の松岡玄達なり。十一の速水氏は、速水房常ならん。また九の羽倉氏信盛は、荷田春滿にして、圖書寮本の荷田在滿舊藏と同じきものなるべく、二にいへる醍醐報恩院大僧正本と同本なるが如し。

諸本の中には、諸家の名記を附したるもの多く、また二條良基、一條經嗣、同兼良等の著書を添へたるものも尠から

す。この外源氏物語の抄、勅撰集、歌合などをそへたるものあり。本文の中に、後人の隨意に數部、或は數十部の書を記入したるものもありて、一樣ならず。

この書籍目録は、此の如く、刊本以下の諸本頗る多かりしが、諸家名記等の附録、後人の追記を除けば、大凡これを二種に別つを得べし。一は書名と巻數のみとを記したるもの、一は外に著者と書籍の内容等をも掲げたるものなり。二種の中、その原本のまゝなるは、上に述べたるが如く、書名と巻數のみのものにして、その著者と、内容等は、永享十一年、大外記業忠の註記したるものなるべし。但し巻數、及び著者等に就いても、後人が更に記入したるものも尠からず。こは前掲の刊本寫本五十四部に就いて考査したるのみ。なほ博く採訪したらんには、數十部の寫本出づべく、その中には、最も古きものもあるべく、それによりて、發見する事あらん。

この書籍目録に就いて研究したるものは、前に掲げたる成立の年代、及び編者に關する考説のみにして、特にその内容等に就いては、深く考査したるものあるを聞かず。唯靜嘉堂文庫本、（色川三中新藏四部の中）及び松井本に、「東野源敏子新校」として、處々に「敏按」「子新按」「鳳按」「維章按」などゝ記したるものあり。東野源敏子新は如何なる人か、詳ならず。維章は、和學辨の著者篠崎東海なるべし。但しその考按少く参考となるべきものも見えず。また前田侯爵家所藏中、増訂本朝書籍目録と題したるものあり。三代實錄、和名類聚抄、江談、釋日本紀、桃花葵葉、岷江入楚等、十餘部の書によりて、處々に註記し、卷末に、この書籍目録に掲げたる書籍の部數と、舊本所載のものと合はざるに就いて、考説を載せたり。享保頃のものなるべけれど、何人の記したるものか詳ならず。この外東京文理科大学所藏本に、滋野井公澄の二三考説を記入したるものあり。帝國圖書館所藏寛文刊本に、伴信友の書き入れし

たるものあり。靜嘉堂文庫所藏本（色川三中新藏四部の中）に註したる中山信名の考説あり。その他の諸本にも、各一二の朱批、書入れ等あれど、採るべきもの少し。但しその中にて、滋野井公澄、伴信友、中山信名の考説、及び増訂本朝書籍目録には、参考に資すべきものあり。

この書籍目録は、上にも述べたるが如く、二十篇に分ちて、四百九十三部の典籍を著録したりしが、これを考査するに、缺逸したるもの多く約三分の二に上れり。傳本あるものにも、殘闕となりて、完備せざるは三分の一に及び、缺逸したるものゝ中にも、古き書目録、及び古書、舊記等に、その書名の見えたるものは、その半數にして、他に参考すべきものなきは、約百六十部あり。こは予の見聞淺きが故なるべけれど、博雅の人々に尋ね、なほ古社寺の寶藏、諸家の祕庫に就きてこれを調査し、普く古今の典籍を涉獵して、考究したらんには、逸書の發見せらるゝもの尠からざるべく、これが資料を得る事もありて、この考證の誤脱を補正する事あらん。